

# 山口県報

平成21年  
1月30日  
(金曜日)

## 目次

規則	一
麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則(業務課)	一
山口県麻薬中毒者措置入院費徴収規則を廃止する規則(業務課)	三
告示	三
保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知の内容及び掲示場所(森林整備課)	三
保安林の指定実施要件を変更する旨の通知の内容及び掲示場所(森林整備課)	四
公有水面の埋立ての免許(港湾課)	四
建築基準法第四十八条第十四項の規定による公開の意見の聴取(建築指導課)	四
公告	五
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	五
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	六
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	七
山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課)	七
換地処分届の届出(農村整備課)	七
換地計画書の縦覧(農村整備課)	七
労働公告	七
山口県労働委員会のおつせん員候補者	八

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成二十一年一月三十日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第二号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和五十九年山口県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「又は向精神薬試験研究施設」を「若しくは向精神薬試験研究施設」に改め、「居住地」の下に「又は当該措置入院者の居住地」を加え、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(費用の徴収等)

第四条 知事は、法第五十九条第三号の費用の全部又は一部を措置入院者(法第五十八条の八第二項の措置入院者をいう。以下同じ。)又は扶養義務者(措置入院者の配偶者並びに措置入院者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。)(以下「納入義務者」と総称する。)から徴収する。

2 納入義務者から徴収する費用(以下「徴収金」という。)の額は、別表に定める額とする。

3 措置入院者の扶養義務者は、納入義務者の収入について、当該措置入院者が入院した日から七日以内(入院した日の属する年度の翌年度以後も引き続き入院する場合にあっては、各年度の四月三十日まで)に、納入義務者収入報告書(別記第六号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

一 納入義務者の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合にあっては、前々年分の所得税額)を証する書類

二 納入義務者が生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による被保護者である場合にあっては、保護受給証明書

三 納入義務者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付を受けている場合にあっては、これを証する書類

(減免)

第五条 知事は、次に掲げる場合において、徴収金の納入が著しく困難であると認めるときは、その徴収金を減免することができる。

一 納入義務者が震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。

二 納入義務者が疾病にかかり、又は負傷したとき。

三 納入義務者の所得が著しく減少したとき。

2 前項の規定による控除を受けるための申告書の提出が、税務調査等（国税庁長官の定めによる）による理由となる事実を証明する書類を添えて申告し提出しなければならない。但し、前項の次の控除の取扱いに関する別表（第4条関係）

所得税額の合計額	徴収金の月額
1,470,000円以下	0円
1,470,001円以上	20,000円

- 備考
- この表における「所得税額の合計額」とは、納入義務者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定しない場合にあつては、前々年分の所得税額）を合計した額をいう。
  - 措置入院者又は当該措置入院者の属する世帯若しくはその世帯員が生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合の当該措置入院者に係る徴収金については、この表の定めにかかわらず、これを徴収しないものとする。
  - その月における入院の期間が1月未満である場合における徴収金の額は、日割計算により算定した額とする。
  - 徴収金の月額がその月におけるその措置入院者について負担した費用の額を超える場合においては、この表の定めにかかわらず、その負担した費用の月額をもつて徴収金の月額とする。

国税庁長官の定めによる。

第6号様式（第4条関係）

納入義務者収入報告書

年月日

山口県知事様

郵便番号  
報告者住所  
氏名  
(電話) 局番

下記のとおり納入義務者の収入について、麻薬及び向精神薬取締法施行細則第4条第3項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

氏名	措置入院者との続柄	生年月日	性別	住居	職業	年間収入	前年分の所得税額
	本人					円	円
	配偶者						
	配偶者以外の扶養義務者						

添付書類

- 納入義務者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合にあつては、前々年分の所得税額）を証する書類
  - 納入義務者が生活保護法による被保護者である場合にあつては、保護受給証明書
  - 納入義務者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合にあつては、これを証する書類
- 注
- 報告者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
  - 「前年分の所得税額」欄は、前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式(第5条関係)

徴 収 金 減 免 申 請 書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

(電話 同 番)

下記のとおり徴収金の減免を受けたいので、麻薬及び向精神薬取締法施行細則第5条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

措置入院者	住 所			
	氏 名			
性 別	男・女			
	生年月日	年 月 日		
入 院 年 月 日	年 月 日			
徴 収 金 の 額	円			
減 免 申 請 額	円			
申 請 理 由				

添付書類

減免を受けようとする理由となる事実を証する書類

注 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県麻薬中毒者措置入院費徴収規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年一月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三号

山口県麻薬中毒者措置入院費徴収規則を廃止する規則

山口県麻薬中毒者措置入院費徴収規則(昭和三十九年山口県規則第十四号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十一年一月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所	保安林として指定された目的	変更に係る指定施業要件	森林所有者又は登記した権利を有する者
下関市菊川町大字久野字蓬原八一三	土砂の流出の防備	立木の伐採の方法及び樹種	住所 氏名又は名称
			下関市菊川町 香川 伸之

二 通知の内容を掲示した場所



平成二十一年一月三十日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

光市室積二丁目四〇四の二から同市室積三丁目四〇四の一八に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線及び1の地点と7の地点を結ぶ昭和四十六年九月十日付け指令港湾第一〇二二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+三・六〇メートル)に囲まれた区域

1の地点 光市室積一丁目の室積四等三角点(北緯三三度五五分五六・五二三秒東経一三二度五八分二四・七六一秒)(以下「基準点」という。)から一六六度二四分一五秒四三二・五〇メートルの地点

2の地点 1の地点から一五四度四一分〇二秒六三・二七メートルの地点

3の地点 2の地点から二三九度三三分三四秒一・六一メートルの地点

4の地点 3の地点から三三九度三三分三四秒二・六〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二三九度三三分三四秒八七・七四メートルの地点

6の地点 5の地点から一四九度三三分三四秒二・六〇メートルの地点

7の地点 6の地点から二三九度三三分三四秒〇・四四メートルの地点

(三) 面積

三、一八四・四三平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

光市室積二丁目四〇四の一、四〇四の二及び四〇四の一五、同市室積三丁目四〇四の一六及び四〇四の一八並びに同市室積二丁目四〇四の二に沿接する水路地内並びに同町四〇四の二に沿接する水路から同市室積三丁目四〇四の一八に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑦の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 基準点から一六二度一九分一六秒四二六・〇八メートルの地点

②の地点 ①の地点から一五四度四一分〇二秒九二・〇七メートルの地点

③の地点 ②の地点から二三九度三三分三四秒一一八・七八メートルの地点

④の地点 ③の地点から三二六度三一分二八秒四七・八三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三二〇度五一分二秒九・九〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から五一度一六分〇八秒六〇・二四メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三三五度二一分一六秒三二・二九メートルの地点

(三) 面積

九、九二・一四平方メートル

三 埋立地の用途

漁港施設用地

四 免許を受けた者

光市中央六丁目一番一号

光市

光市長 市川 照

五 免許の年月日

平成二十一年一月二十日

山口県告示第三十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十四項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十一年一月三十日

山口県知事 二井 関成

意見の聴取の理由 意見の聴取の場

第一種低層住居専用地域内の萩市大字堀内二一〇において旅館を増築することについて 平成二十一年二月十日(火曜日)午後二時 萩市総合福祉センター



(三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年三



月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年一月三十日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 下関市肢体不自由児(者)父母の会

代表者の氏名 山根ナツ子

主たる事務所の所在地 下関市貴船町三丁目四番一号

三 定款に記載された目的

障害児及び障害者のうち主として肢体不自由児及び肢体不自由者に対して、その実態の把握に努め、肢体不自由児及び肢体不自由者の福祉に関する啓発及び指導を行い、並びに疾患の治療、機能の回復、教育、職能その他のあらゆる分野について肢体不自由児及び肢体不自由者のための最も適切な保護及び環境を与える事業その他の事業を行うことにより、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくり及び社会福祉に寄与すること。

(三二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年一月三十日から同年六月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年一月三十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグコスモス萩新川店

所在地 萩市大字椿東三一九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

有限会社アドレ・エス 山口市小郡黄金町七番一七号 杉田 茂樹  
テート

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年九月二十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四九一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

六四台

(二) 駐車場の収容台数

二〇台

(三) 荷さばき施設の面積

五〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十一年一月十九日

(三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年九月十九日山口県公告(三七六)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年一月三十日から同年三月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年一月三十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三四) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、平成二十一年一月二十日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

平成二十一年一月三十日

山口県知事 二井 関成

区分	氏名	職名
使用者委員	平野 忠昭	宇部興産株式会社顧問
"	正木 宏明	株式会社トクヤマ顧問
"	松浦 秀子	日新運輸工業株式会社代表取締役社長
"	山田 義裕	宇部鉄工業協同組合理事長
"	山中 直之	山口県経営者協会専務理事
労働者委員	大塚 健二	マツダ労働組合副執行委員長
"	杉本 郁夫	日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
"	鈴木 博文	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟山口県支部長
"	中野 威	日本労働組合総連合会山口県連合会会長

" 宮本千代子 U.I.センセン同盟丸久労働組合専従書記

公益委員 有田 謙司 専修大学法学部教授

" 大田 明登 弁護士

" 北本 時枝 税理士

" 瀧井 勇 山口県労働協会理事長

" 中坪 清 弁護士

(三五) 換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、長門市泉川地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成二十一年一月三十日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分をした年月日

平成二十一年一月十六日

二 換地処分をした権利者数

八十六人

(三六) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、宇部市楠地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年一月三十日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

宇部市楠地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年一月二日から同月二十三日まで

三 縦覧の場所



公 告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく平成二十一年一月二十日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十一年一月三十日

山口県労働委員会会長 灌井 勇

氏 名 略 歴

灌井 勇 山口県労働委員会公益委員  
山口県労働協会理事長

中坪 清 山口県労働委員会公益委員  
弁護士

有田 謙司 山口県労働委員会公益委員  
専修大学法学部教授

大田 明登 山口県労働委員会公益委員  
弁護士

北本 時枝 山口県労働委員会公益委員  
税理士

大塚 健二 山口県労働委員会労働者委員  
マツダ労働組合副執行委員長

杉本 郁夫 山口県労働委員会労働者委員  
日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長

鈴木 博文 山口県労働委員会労働者委員  
全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟山口県支部長

中野 威 山口県労働委員会労働者委員  
日本労働組合総連合会山口県連合会会長

宮本千代子 山口県労働委員会労働者委員  
UIゼンセン同盟丸久労働組合専従書記

平野 忠昭 山口県労働委員会使用者委員  
宇部興産株式会社顧問

正木 宏明 山口県労働委員会使用者委員  
株式会社トクヤマ顧問

松浦 秀子 山口県労働委員会使用者委員  
日新運輸工業株式会社代表取締役社長

山田 義裕 山口県労働委員会使用者委員  
宇部鉄工業協同組合理事長

山中 直之 山口県労働委員会使用者委員  
山口県経営者協会専務理事

柳澤 旭 前山口県労働委員会公益委員

長嶺 平治 前山口県労働委員会労働者委員

大谷 憲史 前山口県労働委員会使用者委員

西本 達喜 山口県労働委員会事務局長

甲木 順二 山口県労働委員会事務局次長

平成二十一年一月三十日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）